

## 平成 25 年度特定個人情報保護委員会政策評価実施計画

平成 26 年 3 月 28 日  
特定個人情報保護委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。)第 7 条の規定に基づき、平成 25 年度特定個人情報保護委員会政策評価実施計画を以下のとおり定める。

### 第 1 計画期間

この計画の対象期間は、平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

### 第 2 事後評価の対象とする政策

事後評価の対象とする政策は、以下のとおりとする。

- (1) 特定個人情報保護委員会政策評価基本計画(平成 26 年 3 月 18 日決定)の対象とした政策のうち、本実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの)
  - 特定個人情報保護委員会政策体系(別紙)に基づき対象とする政策  
次に掲げる施策を評価の対象とし、実績評価方式によって評価することとする。
    - ・特定個人情報保護評価の推進
    - ・特定個人情報の保護に関する広報・啓発・国際協力
    - ・特定個人情報の取扱いに関する監視・監督
- (2) 政策決定後 5 年経過時点でなお未着手の政策又は政策決定後 10 年経過時点でなお未了の政策で、本実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 2 号に区分されるもの)
  - 該当なし
- (3) その他の政策で、本実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの)
  - 該当なし

## 特定個人情報保護委員会の政策体系

